

その他の対策

事業者及び市民等は、次の措置に努めましょう。

エネルギーの使用の合理化
エネルギーの効率的な利用を実践する生活様式への転換
廃棄物等の発生の抑制、資源の有効活用
環境に配慮した物品等の選択
森林の保全及び整備
教育及び学習の推進
国際協力の推進

実効性の確保

市はこの条例の実効性を確保するため、次の措置を行うことができます。

必要な指導及び助言、報告又は資料の提出要求

事業所等への立入調査

違反した者に対する勧告、勧告に従わないときは、違反者の氏名等の公表

地球温暖化等の解決には、全ての事業者、市民が
自らの問題として積極的に取り組む必要があります。

かけがえのない地球を、そして恵み豊かな広島を、
未来の世代に引き継ぐため、皆様のご協力をお願いします。

市ホームページに詳しい内容を掲載していますので、ご活用ください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp>

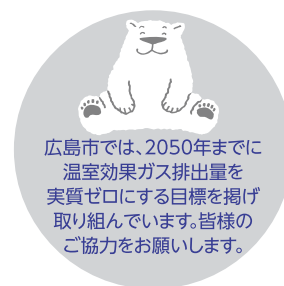
この条例に関するご質問は下記まで

事業活動環境配慮制度 自動車環境管理制度 エネルギー環境配慮制度 及び条例全般に関すること
環境局 温暖化対策課 TEL 082-504-2185 FAX 082-504-2229

建築物環境配慮制度 に関すること
都市整備局 指導部 建築指導課 TEL 082-504-2288 FAX 082-504-2529

緑化推進制度 に関すること
都市整備局 緑化推進部 緑政課 TEL 082-504-2396 FAX 082-504-2391

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号



広島市地球温暖化対策等の 推進に関する条例



事業活動環境配慮制度

自動車環境管理制度

建築物環境配慮制度

緑化推進制度

エネルギー環境配慮制度

広島市

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例を制定しています

地球温暖化による環境問題、それと表裏一体の関係にあるエネルギー問題は緊急の課題であり、この問題の解決に向けた取組はもはや一刻の猶予ありません。

広島市では、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を平成21年に制定しました。

この条例では、事業者及び市民等が果たすべき役割等について定めるほか、

『事業活動環境配慮制度』『自動車環境管理制度』『建築物環境配慮制度』『緑化推進制度』

『エネルギー環境配慮制度』の5つの制度を導入し、

一定規模以上の事業者等に計画書及び報告書の提出等を義務付けています。



事業活動環境配慮制度

事業活動における計画的取組の促進

- **一定規模以上の事業者**に対して、温室効果ガスの削減目標や排出抑制等に関する対策を記載した事業活動環境計画書及び計画に基づく措置の実施状況を記載した事業活動環境報告書の提出・公表が義務付けられています。

一定規模以上の事業者とは

- ・市内に設置している事業所におけるエネルギー年間使用量の合計が1,500kl以上（原油換算）又は物質ごとの温室効果ガス年間排出量が3,000トン以上（二酸化炭素換算）である者です。

・事業活動環境計画書は3年ごと、事業活動環境報告書は毎年度提出していただきます。

- 市では、提出された計画書等の概要をホームページ等で公表します。また、計画書及び報告書の内容を評価し、結果が優良なものについては評価結果をホームページ等で公表します。
- 一定規模未満の事業者も、事業活動環境計画書の提出等を行うことができます。



自動車環境管理制度

自動車対策の推進

- 市内の事業所において**50台以上の自動車を使用する事業者**に対して、低公害車等の導入目標や排出抑制等に関する対策を記載した自動車環境計画書及び計画に基づく措置の実施状況を記載した自動車環境報告書の提出・公表が義務付けられています。

・自動車環境計画書は3年ごと、自動車環境報告書は毎年度提出していただきます。

- 市では、提出された計画書等の概要をホームページ等で公表します。
- 自動車の使用台数が50台未満の場合も、自動車環境計画書の提出等を行うことができます。



建築物環境配慮制度

建築物の環境性能の向上

- **建築物の床面積の合計が2,000㎡以上の新築、改築又は増築をしようとする建築主**に対して、環境への配慮に関する措置に係る性能の評価結果などを記載した建築物環境計画書の提出及び工事完了の届出が義務付けられています。

・建築物の環境性能の評価は、評価ソフト「CASBEE広島」を用いて行っていただきます。

・建築物環境計画書は、工事着手予定日の21日前までに提出していただきます。

・工事が完了したとき又は工事を取りやめたときは、速やかにその旨を届け出ていただきます。

- 市では、提出された建築物環境計画書の概要をホームページ等で公表します。

- 床面積の合計が2,000㎡未満の建築物（戸建住宅及び長屋を除く。）の新築、改築又は増築においても、建築物環境計画書の提出等を行うことができます。



緑化推進制度

都市緑化の推進

- **市街化区域等において敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築をしようとする建築主**に対して、一定割合以上の緑化が義務付けられています。

・義務付けられる緑化の割合……………建ぺい率の最高限度40%以下→20%以上
〈緑化面積／敷地面積×100（%）〉

40%を超え50%以下→15%以上
50%を超え70%以下→10%以上
70%を超える敷地等→5%以上

・緑化面積は、地上部だけでなく、屋上や壁面の緑化も含みます。

太陽光発電装置等を設置する場合は、その面積も緑化面積とみなします。

- 上記の建築主には、緑化の計画を記載する緑化計画書の提出、工事完了の届出が義務付けられています。

・緑化計画書は、建築確認申請等予定日の7日前までに提出していただきます。

・工事が完了したとき又は工事を取りやめたときは、速やかにその旨を届け出ていただきます。



エネルギー環境配慮制度

再生可能エネルギーの利用拡大

- **市内に電気を供給する小売電気事業者**に対して、再生可能エネルギーの利用割合やCO₂排出係数の目標などを記載したエネルギー環境計画書及び計画に基づく措置の実施状況を記載したエネルギー環境報告書の提出・公表が義務付けられています。

・エネルギー環境計画書、エネルギー環境報告書とも毎年度提出していただきます。

- 市では、提出された計画書等の概要をホームページ等で公表します。